

平成23年度

西成連区地域づくり協議会総会

日 時：平成24年3月27日（火）
午後7時～

場 所：西成公民館 2階 大会議室

総 会 次 第

1. 市民憲章唱和

2. 会長あいさつ

3. 来賓あいさつ

4. 議 案

議案第1号 平成23年度事業報告および会計報告について
監査報告

議案第2号 会則の一部変更について

議案第3号 役員を選出について

会長選出

役員指名

議案第4号 平成24年度事業計画（案）について

議案第5号 平成24年度収支予算（案）について

5. そ の 他

議案第1号 平成23年度事業報告および会計報告について

1. 事業報告

(1) 会務関係

年	月	日	内 容
23	4	11	第1回生活環境部会
		14	第1回地域振興部会
	5	30	第1回健全育成部会
	6	6	第1回地域福祉部会
		9	第2回地域振興部会
		13	第2回生活環境部会
		16	第1回安心安全部会
		20	第1回役員会
		28	第1回広報部会
	7	7	臨時地域振興部会
		13	第2回広報部会
		14	第2回安心安全部会
		19	第2回健全育成部会
	8	4	第3回地域振興部会
		23	第1回安心安全部会、地域福祉部会合同部会
		31	第3回生活環境部会
	9	13	第2回地域福祉部会
		20	第3回健全育成部会
		30	第4回生活環境部会
		30	第4回地域振興部会
	10	5	第3回広報部会
		12	第5回地域振興部会
		25	第2回役員会
		27	第4回健全育成部会
	11	2	第4回広報部会
		7	第5回健全育成部会
		25	第3回地域福祉部会
	12	7	第2回安心安全部会、地域福祉部会合同部会
		8	第6回地域振興部会
		12	第5回生活環境部会
		16	第3回安心安全部会
		22	第3回役員会

年	月	日	内 容
24	1	16	第4回地域福祉部会
	2	9	第7回地域振興部会
		10	第4回安心安全部会
		13	第6回生活環境部会
		15	第5回地域福祉部会
		17	第8回地域振興部会
		21	第5回広報部会
		23	第4回役員会
	3	5	地域づくり協議会だより編集会議
		27	総会

(2) 事業内容

ア. 地域福祉部会関係

月 日	内 容	場 所	参加人員
9・19	<p>敬老会</p> <p>(1) 満75歳以上(3,395名)の長寿のお祝い式典、演芸、お楽しみ抽選会を開催 全員に祝品を贈呈 平成22年度に引き続き、敬老者がくつろげる親しみの有るものとなるよう心がけた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平場での式典 ・歓談コーナーの設置 ・連区内小中学生全員からの直筆手紙の贈呈 <p>(2) 数え100歳以上(10名)に祝金を贈呈</p>	<p>瀬部小 西成小 赤見小 浅野小</p>	2,614名
6・5	<p>認知症</p> <p>(1) まちの達人尾張北の会の協力を得て「認知症の正しい理解とサポーター養成講座」を実施。</p>	<p>クレストホール 時之島</p>	250名
9・16	<p>(2) 生活環境部会所管の高齢者教養講座にて各校区での「認知症になっても安心してらせるまちづくり」の開講を依頼し、実施してもらった。</p>	<p>各校区内 公民館等</p>	315名
10・18			

イ. 生活環境部会関係

月 日	内 容	場 所	参加人員
9・7	<p>公民館</p> <p>(1) 講座</p> <p>「津軽三味線コンサートとトーク」、「落語講座」</p>	<p>西成公民館 ほか</p>	<p>のべ879名</p>
11・16	<p>「ハワイアン演奏とフラダンス」、「簡単ヨガ体操」 「ガーデニングのお話」、「音楽で脳トレーニング」 「防災教室」他 全11講座</p> <p>(2) 町内運動会</p>		
5・15	<p>瀬部校区</p>	<p>瀬部小</p>	<p>のべ2,000名</p>
9・25	<p>赤見校区(小学校運動会と合同)</p>	<p>赤見小</p>	<p>のべ1,500名</p>
9・11	<p>浅野校区</p>	<p>浅野小</p>	<p>のべ2,100名</p>
10・2	<p>西成校区</p>	<p>西成小</p>	<p>のべ2,600名</p>
5・30	<p>(3) 体育レクリエーション事業</p> <p>OBソフトボール大会、ビーチボール大会</p>	<p>瀬部 スポーツ広場 ほか4会場</p>	<p>のべ690名</p>
2・19	<p>女子バレーボール大会、インディアカ大会</p>		
	<p>インディアカ教室 5回 パタンク・ ターゲットバード`ゴルフ教室 5回</p>		

月 日	内 容	場 所	参加人員
4 2・5	(4) 文化展 書画・生花・写真・陶器・編み物等 376点出品	西成公民館	1,100名来場
9・2 10・28	高齢者の生きがいと健康づくり (1) 教養講座 「防災教室」、「悪徳商法にご用心」 「認知症になっても安心して暮らせる街づくり」 「知って安心～老人福祉サービスと介護保険」 「高齢者のための健康教室」、「自主防犯してますか」 ほか 全17講座開催	西成公民館 ほか8会場	のべ 1,216名
4・1 3・31	(2) 趣味クラブ活動を支援 囲碁、書道、盆栽、カラオケ、水墨画 グラウンドゴルフ、太極拳ほか全9クラブ	西成公民館 ほか	会員数 212名
5月中 10月中 10月中 10・22	環境美化 (1) 一斉ごみゼロ運動の実施 ・啓発 町内掲示板にポスターを掲出した。 啓発ポスター、のぼり旗（各町内会2本追加）、 横断幕（各小学校）を掲出した。 小中学生への啓発チラシ配布 ポスター原画は連区内小中学生の作品から選出 ・清掃活動 市のごみゼロ運動に呼应し、連区の統一実施日 として10月22日（土）を決め、各町内会に依頼 をした。参加者に対し、軍手を手当てした。 同日午前7時30分より浅野公園にて、浅野校区 町内会の協力を得て、セレモニーを実施した。	連区内	
4・1 3・31	(2) アダプトプログラムへの登録、活動 国道155線を、出張所を中心に東西1信号の区間を 月1回清掃活動する「西成美化155会」を発足し 清掃活動を行っている。		

ウ. 安心安全部会関係

月 日	内 容	場 所	参加人員
8・18 9・23	交通安全 (1) 138スマートドライバー推進事業 138スマートドライバー説明会 138スマートドライバー推進大会	西成公民館	40名 91名
9・23	(2) のぼり旗の配布 ・スマートドライバー（各町内4枚） ・交通安全破損したものの交換	220枚 150枚	

月 日	内 容	場 所	参加人員
10・30 3・中旬	(3) 交通安全教室(瀬部校区) (4) 交通安全機材の配布 老人クラブ、小中学校、保育園	瀬部小学校 小中学校等 13箇所	235名 老人クラブ員 149名
	防災 (1)見守りネットワーク事業の実施 地域福祉部会と合同でマニュアルを作成。それに基づき町内会組織の協力を得て、各町内の組(班、隣組)単位での独居老人世帯、老々世帯数を調査。また、対象者への見守りネットワークへの登録を促してもらった。 老人クラブ、児童育成協議会役員及び民生児童委員にも協力要請をした。	独居 670世帯 老々 790世帯 登録世帯数 173世帯 (8/30現在)	

工. 健全育成部会関係

月 日	内 容	場 所	参加人員
10・1 11・5	公民館 親子ふれあい事業の開催 「プラネタリウムと星座の話」 「マジックショー」、「陶芸づくり」 「もちつき大会」	西成公民館 ほか3会場	460名
4・1 3・31	学校外活動 (1) 毎週または隔週でグラウンドゴルフ練習 大会を4回開催(5/7、9/10、12/10、3/4) (2) ウォーキング大会 (コース概要)	西成東小	大会 のべ132名
11・21	浅野公園、馬見塚古墳、常保寺、禅林寺、 小湊天神、白山社	浅野公園	287名
4・21 3・8	(3) 小中学校の取り組み支援 「ビーチバレーボール、ソフトボール大会」、 「焼き芋大会」、「人権音楽鑑賞会」、「映画会」 「凧作り」、「グラウンドゴルフ講習会」 「ボランティアによる読み聞かせ」 「連区一斉ごみゼロ運動への参加」	各小中学校	のべ 13,581名
8・28 2・下旬	その他 三世代交流グラウンドゴルフ大会への協賛 西成連区老人クラブ連合会主催の同大会に対し、 協賛し賞品の提供をした。 小中学生の健全育成標語の取りまとめ 今まで中学校区でまとめていた標語を優秀作品に について取りまとめ、掲示板用のポスターを作成し 配布した。	西成東小 掲示板用(A2) 町内、公所	72名

オ. 地域振興部会関係

月 日	内 容	場 所	参加人員
7・16	公民館 夏祭りの開催（盆踊り・バザー）	西成公民館	2,300名
7・下旬	臼台まつり、芝馬祭のポスター（A2）を作製 各町内会及び市内公共施設等に掲出し、啓発した。		
8・ 9・30	「にしなりのまつり」写真コンテストの実施 臼台まつり、芝馬祭を被写体とし、来年度のポスター 用の写真の確保を目的に実施した。 ・臼台まつり 8名28作品 ・芝馬祭 3名9作品		
随時	趣味講座の実施 デジカメ講座 ・11月9日、16日、30日の全3回		のべ32人

カ. 広報部会関係

月 日	内 容	場 所	参加人員
毎月1回	「西成連区地域づくり協議会だより」発行 全戸配布		
随時	ホームページ「にしなり」（138nr.com）の情報更新 各コンテンツの内容を検討し、充実を図った。		
随時	各部会及び役場のブログへの投稿		

2. 会計報告

収入の部

単位（円）

費 目	当初予算額	決算額	摘 要
市補助金等	6,981,000	6,981,000	
社会福祉協議会西成支会補助金等	3,847,000	3,806,119	
前年度繰越金	458,223	458,223	
諸収入	777	3,158	
合 計	11,287,000	11,248,500	

支出の部

単位（円）

費 目	当初予算額	決算額	摘 要
会務費	200,000	143,637	
事務費	70,000	83,829	消耗品他
会議費	130,000	59,808	部会お茶代他
事業費	11,087,000	10,022,164	
地域福祉部会費	4,275,000	4,025,609	敬老会
生活環境部会費	2,800,000	2,740,762	公民館・高齢者等
安心安全部会費	1,370,000	1,111,617	交通・防犯、見守りネットワーク
健全育成部会費	752,000	721,962	公民館・学校外
地域振興部会費	572,000	359,976	夏祭り・まつりポスター
広報部会費	1,318,000	1,062,238	広報誌・ホームページ
予備費	0	0	
次年度繰越金	0	1,082,699	
合 計	11,287,000	11,248,500	

費目間の流用を認める

平成23年度西成連区地域づくり協議会の各事業報告書ならびに
収支決算書を以上のとおり提出します。

平成24年3月27日

西成連区地域づくり協議会
会長 寺澤市彦

平成23年度 監査報告書

平成23年度西成連区地域づくり協議会の事業ならびに収支決算
について、平成24年3月18日西成出張所において、関係諸帳簿
ならびに証拠書類、預金通帳等を詳細に監査しましたが、いずれも
正確に処理されていたことを報告します。

平成24年3月27日

監事 浅井孝行

議案第2号 会則の一部変更について

1. 会則第8条第3項を次のとおり改正する。

改正前 3 役員会の役員の定数は、20人以内とする。

改正後 3 役員会の役員の定数は、23人以内とする。

2. 会則第9条第2項の次に第3項を追加する。

改正前 2 部会は、各所管事項の企画及び執行に当たる。

改正後 { 2 部会は、各所管事項の企画及び執行に当たる。
3 部会には、副部会長1名と総務（記録、広報担当、会計）1名を置く。

3. 会則第11条第1項第2号を次のとおり改正する。

改正前 (2) 副会長1名

改正後 (2) 副会長2名

議案第3号 役員改選について

会長	(1名)	過去に連区長の職にあったもので総会で選任
副会長	(2名)	} 会長が指名し、総会で選任
理事	(12名)	
会計	(1名)	
監事	(1名)	
部会長	(6名)	部会員の互選により選任

※変更後の会則では役員の定数は23人以内。

議案第4号 平成24年度事業計画（案）について

ア. 地域福祉部会関係

- ・ 敬老会 満75歳以上（3,800名）の敬老者を校下別にお祝い式典、演芸、お楽しみ抽選会を開催
数え100歳以上に祝い金を贈呈
- ・ 認知症の啓発 高齢者教養講座等を利用したの周知及び講座の自主開催
- ・ ご近所の絆「見守りネットワーク」事業の展開（安心安全部会と合同）

イ. 生活環境部会関係

- ・ 公民館 各種講座の開設（12講座）
町内運動会の開催（4校区）
体レク事業の開催（6事業）
文化展の開催
- ・ 高齢者 教養講座の実施（4校区17講座）
趣味クラブを支援（9クラブ）
- ・ 環境美化 一斉ごみゼロ運動の推進、啓発チラシの配布
ボランティア活動（アダプトプログラム）の推進
ビューティフル ウィンドウズ運動の展開

ウ. 安心安全部会関係

- ・ 交通安全 啓発のぼり旗設置（全町内、小中学校、保育園）
啓発用品の配布（老人クラブ、小中学校）
スマートドライバーの推進（全町内）
- ・ 防 犯 啓発チラシの配布（全町内）
小学校見守り隊事業の支援
- ・ 防 災 ご近所の絆「見守りネットワーク」事業の展開
（地域福祉部会と合同）

エ. 健全育成部会関係

- ・ 公民館 親子ふれあいの4事業開催
- ・ 学校外 グラウンドゴルフ大会 5回（子供4回、三世代1回）
ウォーキング大会
小中学校との連携の強化

オ. 地域振興部会関係

- ・ 公民館 夏祭りの開催
- ・ 町内会、諸団体等の行催事をホームページで紹介

カ. 広報部会関係

- ・ 広報誌を毎月全戸配布（第49号～第60号）
- ・ 情報発信の開拓
- ・ ホームページの運営

議案第5号 平成24年度収支予算（案）について

収入の部

単位（円）

費 目	当初予算額	前年度予算額	前年度決算額	摘 要
市補助金等	7,188,000	6,981,000	6,981,000	
社会福祉協議会西成支会補助金等	3,409,600	3,847,000	3,806,119	
前年度繰越金	1,082,699	458,223	458,223	
諸収入	701	777	3,158	利息等
合 計	11,681,000	11,287,000	11,248,500	

支出の部

単位（円）

費 目	当初予算額	前年度予算額	前年度決算額	摘 要
会務費	180,000	200,000	143,637	
事 務 費	80,000	70,000	83,829	消耗品他
会 議 費	100,000	130,000	59,808	部会お茶代他
事業費	11,501,000	11,087,000	10,022,164	
地域福祉部会費	4,580,000	4,275,000	4,025,609	敬老会、認知症
生活環境部会費	2,832,000	2,800,000	2,740,762	公民館・高齢者等
安心安全部会費	1,541,000	1,370,000	1,111,617	交通・防犯 見守りネットワーク
健全育成部会費	762,000	752,000	721,962	公民館・学校外
地域振興部会費	518,000	572,000	359,976	夏祭り・地域情報
広報部会費	1,268,000	1,318,000	1,062,238	広報誌・ホームページ
予備費	0	0	0	
繰越金	0	0	1,082,699	
合 計	11,681,000	11,287,000	11,248,500	

費目間の流用を認める

(改正前)

西成連区地域づくり協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、西成連区地域づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域で各種共同活動を行い、地域住民の共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努め、文化・福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 安心・安全な地域づくりを推進するための事業
- (2) 環境問題に関する事業
- (3) 児童及び青少年の健全育成を図る事業
- (4) 高齢者及び障害者福祉の推進を図る事業
- (5) 地域の伝統、文化、スポーツの振興に関する事業
- (6) 地域の情報・活動を周知する事業
- (7) 町内会及び各種団体との連絡調整
- (8) その他地域の特性を生かした事業

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、西成出張所内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、別表に定める団体の役員及び経験者等で組織する。

2 事業所、民間非営利活動組織及びその他任意団体で協議会の趣旨に賛同するときは、役員会の承認を得て、前項の構成団体とすることができる。

第2章 会議

(会議)

第6条 協議会の会議は、総会、役員会及び部会とする。

(総会)

第7条 総会は、協議会の最高議決機関であって、別に定める西成連区地域づくり協議会部会員名簿の部会員（以下「部会員」という。）をもって構成し、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は役員³分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 協議会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 協議会の事業報告及び決算を承認すること。
- (3) 協議会の会長、副会長、理事、会計、監事、部会長を選任すること。
- (4) 会則の制定及び改廃に関すること
- (5) その他協議会に関する重要事項に関すること。

(役員会)

第8条 役員会は、常設の議決機関で、部会員の中から選出された者で構成され、必要に応じて会長が招集する。

2 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算を審議し、事業報告及び決算を行うこと。
- (2) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。

3 役員会の役員の定数は、20人以内とする。

(部会)

第9条 部会は地域福祉部会、生活環境部会、安心安全部会、健全育成部会、地域振興部会、広報部会の6つの部会とし、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会は、各所管事項の企画及び執行に当たる。

(会議の議決)

第10条 会議の議事は、出席者の過半数によって決する。ただし、可否同数の場合は、会議の長がこれを決する。

第3章 役員

(役員)

第11条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 監事 | 1名 |
| (6) 部会長 | 6名 |

2 会長は、過去に町会長連区代表者の経験がある者で、現にその職にない者をもって充てることとし、総会で選任する。

3 第1項第2号から第5号に掲げる役員は会長が指名し、総会で選任する。

4 部会長は部会員の互選により選任する。

5 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

6 必要に応じ役員会の承認を得て、協議会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会及び役員会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- (4) 監事は、協議会の会計監査の事務を担当する。
- (5) 部会長は、担当部会の運営に当たる。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げないが、その期間は通じて4年を超えることはできない。

2 補欠役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会計

(会計)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 協議会の経費は、地域づくり協議会交付金、その他の収入とする。

(帳簿の整備)

第15条 協議会は、会計に関する帳簿を整備しなければならない。

2 西成連区の住民が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(監査)

第16条 監事は、会計年度終了後に会計及び事務の監査を行い、総会に報告する。

第5章 その他

(組織と活動の特例)

第17条 協議会の活動を円滑に行うため、小学校区又は中学校区を単位とした組織運営及び活動ができるものとする。

2 前項の小学校区又は中学校区を単位とした活動を行うときは、役員会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第18条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

付 則

1 この会則は、平成20年5月2日から施行する。

付 則（平成21年4月30日改正）

1 この会則は、平成21年4月30日から施行する。

別表（第5条関係）

西成連区町会長協議会	西成連区民生児童委員協議会
西成公民館	西成連区交通安全会
一宮市防犯協会西成支部	西成連区自主防災連絡協議会
一宮市消防団西成南分団及び北分団	西成連区資源回収推進協議会
西成連区廃棄物減量等推進委員会	西成連区児童育成協議会
西成小学校	西成小学校PTA
瀬部小学校	瀬部小学校PTA
赤見小学校	赤見小学校PTA
浅野小学校	浅野小学校PTA
西成東小学校	西成東小学校PTA
西成中学校	西成中学校PTA
西成東部中学校	西成東部中学校PTA

西成連区学校外活動推進委員会	西成連区老人クラブ連合会
体育指導委員	山車保存会
西成地域振興会	一宮つつじ祭推進協議会
水法芝馬祭保存会	西成連区保護司会
M A C	一宮市身体障害者福祉協会西成支部
一宮市社会福祉協議会西成支会	西成連区内の派出所及び交番
一宮市赤十字奉仕団西成分団	時之島協和会
西成連区遺族会	子育てネットワーカー
西成連区女性の会	西成連区グラウンドゴルフクラブ
一宮市高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会西成支部	

(改正後)

西成連区地域づくり協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、西成連区地域づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域で各種共同活動を行い、地域住民の共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努め、文化・福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 安心・安全な地域づくりを推進するための事業
- (2) 環境問題に関する事業
- (3) 児童及び青少年の健全育成を図る事業
- (4) 高齢者及び障害者福祉の推進を図る事業
- (5) 地域の伝統、文化、スポーツの振興に関する事業
- (6) 地域の情報・活動を周知する事業
- (7) 町内会及び各種団体との連絡調整
- (8) その他地域の特性を生かした事業

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、西成出張所内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、別表に定める団体の役員及び経験者等で組織する。

2 事業所、民間非営利活動組織及びその他任意団体で協議会の趣旨に賛同するときは、役員会の承認を得て、前項の構成団体とすることができる。

第2章 会議

(会議)

第6条 協議会の会議は、総会、役員会及び部会とする。

(総会)

第7条 総会は、協議会の最高議決機関であって、別に定める西成連区地域づくり協議会部会員名簿の部会員（以下「部会員」という。）をもって構成し、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は役員^の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 協議会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 協議会の事業報告及び決算を承認すること。
- (3) 協議会の会長、副会長、理事、会計、監事、部会長を選任すること。
- (4) 会則の制定及び改廃に関すること
- (5) その他協議会に関する重要事項に関すること。

(役員会)

第8条 役員会は、常設の議決機関で、部会員の中から選出された者で構成され、必要に応じて会長が招集する。

2 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算を審議し、事業報告及び決算を行うこと。
- (2) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。

3 役員会の役員の定数は、23人以内とする。

(部会)

第9条 部会は地域福祉部会、生活環境部会、安心安全部会、健全育成部会、地域振興部会、広報部会の6つの部会とし、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会は、各所管事項の企画及び執行に当たる。

3 部会には、副部会長1名と総務(記録、広報担当、会計)1名を置く。

(会議の議決)

第10条 会議の議事は、出席者の過半数によって決する。ただし、可否同数の場合は、会議の長がこれを決する。

第3章 役員

(役員)

第11条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 会長 | 1名 |
| <u>(2) 副会長</u> | <u>2名</u> |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 監事 | 1名 |
| (6) 部会長 | 6名 |

2 会長は、過去に町会長連区代表者の経験がある者で、現にその職にない者をもって充てることとし、総会で選任する。

3 第1項第2号から第5号に掲げる役員は会長が指名し、総会で選任する。

4 部会長は部会員の互選により選任する。

5 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

6 必要に応じ役員会の承認を得て、協議会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員の任務)

第12条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会及び役員会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- (4) 監事は、協議会の会計監査の事務を担当する。
- (5) 部会長は、担当部会の運営に当たる。

(役員任期)

第13条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げないが、その期間は通じて4年を超えることはできない。

2 補欠役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会計

(会計)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 協議会の経費は、地域づくり協議会交付金、その他の収入とする。

(帳簿の整備)

第15条 協議会は、会計に関する帳簿を整備しなければならない。

2 西成連区の住民が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(監査)

第16条 監事は、会計年度終了後に会計及び事務の監査を行い、総会に報告する。

第5章 その他

(組織と活動の特例)

第17条 協議会の活動を円滑に行うため、小学校区又は中学校区を単位とした組織運営及び活動ができるものとする。

2 前項の小学校区又は中学校区を単位とした活動を行うときは、役員会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第18条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

付 則

1 この会則は、平成20年5月2日から施行する。

付 則 (平成21年4月30日改正)

1 この会則は、平成21年4月30日から施行する。

付 則 (平成24年3月27日改正)

1 この会則は、平成24年3月27日から施行する。

別表（第5条関係）

西成連区町会長協議会	西成連区民生児童委員協議会
西成公民館	西成連区交通安全会
一宮市防犯協会西成支部	西成連区自主防災連絡協議会
一宮市消防団西成南分団及び北分団	西成連区資源回収推進協議会
西成連区廃棄物減量等推進員会	西成連区児童育成協議会
西成小学校	西成小学校PTA
瀬部小学校	瀬部小学校PTA
赤見小学校	赤見小学校PTA
浅野小学校	浅野小学校PTA
西成東小学校	西成東小学校PTA
西成中学校	西成中学校PTA
西成東部中学校	西成東部中学校PTA
西成連区学校外活動推進委員会	西成連区老人クラブ連合会
体育指導委員	山車保存会
西成地域振興会	一宮つつじ祭推進協議会
水法芝馬祭保存会	西成連区保護司会
M A C	一宮市身体障害者福祉協会西成支部
一宮市社会福祉協議会西成支会	西成連区内の派出所及び交番
一宮市赤十字奉仕団西成分団	時之島協和会
西成連区遺族会	子育てネットワーク
西成連区女性の会	西成連区グラウンドゴルフクラブ
一宮市高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会西成支部	

平成24年度
西成連区地域づくり協議会役員名簿

平成24年4月1日現在

役職名	氏名	選出団体等	
会長	熊澤良嗣	平成21年度連区長（町会長協議会 会長）	
副会長	信安紀彦	平成22年度連区長（町会長協議会 会長）	
副会長	江口英機	平成23年度連区長（町会長協議会 会長）	
理事	原 幹 博	平成21年度町会長協議会 瀬部校区長	
理事	吉田尚明	平成21年度町会長協議会 西成校区長	
理事	松本晃典	平成21年度町会長協議会 赤見校区長	
理事	前田敏勝	平成22年度町会長協議会 瀬部校区長	
理事	熊崎 仁	平成22年度町会長協議会 西成校区長	
理事	岸 正 武	平成22年度町会長協議会 浅野校区長	
理事	櫻井征夫	西成連区民生児童委員協議会 会長	
理事	関戸 進	民生児童委員	
理事	松浦光三	西成公民館長	
理事	大平武輝	平成23年度町会長協議会 瀬部校区長	
理事	鵜飼一雄	平成23年度町会長協議会 西成校区長	
理事	磯貝久男	平成23年度町会長協議会 赤見校区長	
理事	中根建夫	平成23年度町会長協議会 浅野校区長	
理事	（4月11日に決定）	平成24年度連区長（町会長協議会 会長）	
会計	若山 豊	平成21年度町会長協議会 浅野校区長	
監事	浅井孝行	平成20年度町会長協議会 赤見校区長	
部 会 長	地域福祉	高橋宏幸	民生児童委員
	生活環境	関戸 進	民生児童委員
	安心安全	米田和浩	元消防署長
	健全育成	玉腰嘉行	西成連区保護司会
	地域振興	山田 栄	平成21年度東大赤見北町会長
	広報	吉田尚明	平成21年度町会長協議会 西成校区長